

宮城県監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに宮城県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により令和 6 年 4 月から 6 月までに実施した一般会計に係る令和 5 年度定期監査等の結果は次のとおりです。

令和 6 年 9 月 20 日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 宮城県監査委員 | 佐々木 | 喜藏 |
| 宮城県監査委員 | 佐々木 | 功悦 |
| 宮城県監査委員 | 成田 | 由加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉田 | 計 |

1 監査実施機関及び監査実施日

| 監査実施機関 | 監査実施日 |
|-----------|----------|
| ○教育庁 | |
| 地方機関 | |
| 仙台第三高等学校 | 6 月 14 日 |
| 岩ヶ崎高等学校 | 5 月 30 日 |
| 多賀城高等学校 | 6 月 6 日 |
| 石巻好文館高等学校 | 5 月 29 日 |
| 仙台三桜高等学校 | 6 月 14 日 |
| 貞山高等学校 | 6 月 6 日 |
| 美田園高等学校 | 6 月 11 日 |
| 農業高等学校 | 6 月 11 日 |
| 水産高等学校 | 5 月 29 日 |
| 金成支援学校 | 5 月 30 日 |

2 監査結果

令和 5 年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 仙台三桜高等学校

需用費について、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

ガス料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・ 件数 1件
- ・ 金額 1,786円